

日光市監査委員告示36号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和4年12月26日

日光市監査委員 柴田 明

日光市監査委員 佐藤 裕子

日光市監査委員 川村 寿利

- 1 監査の期間 令和4年11月18日～令和4年12月1日
- 2 監査の対象 小来川小中学校、日光中学校、東中学校
- 3 監査の結果 別紙のとおり

令和4年度 定例 監査 結果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定例監査

3 監査の対象

小来川小中学校、日光中学校、東中学校

4 監査の期間

令和4年11月18日～令和4年12月1日

5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

(1) 令和4年度事務事業について、令和4年9月末日現在で実施した。

(2) 事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は校長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

7 監査の結果

(1) 総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められた。

(2) 指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

8 意見及び要望

(1) 保護者から徴収している教材費、PTA会費等の準公金の取扱いについては、口座振替により処理しているが、取扱いに当たっては金銭の厳格な取扱いを徹底し、ダブルチェックを確実にを行うなど事故防止に努められたい。

(2) 児童、生徒に配備されたタブレット端末については、学校間においてアプリやタブレット活用法等の情報を共有し、授業や家庭との連絡など多様な場での更なる活用に加え、教職員のICT知識の向上に努められたい。